

令和8年度 第1回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

会 議 次 第

日時 令和8年7月2日（木）
14時00分～15時30分
会場 松本市大手公民館 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 自己紹介

4 会議事項

- (1) 令和8年度の委員会について
- (2) 令和7年度実施事業量等調査結果について
 - ア 結果の概要
 - イ こども福祉課、こども発達支援課、若者参画課
- (3) 子どもの権利に関するアンケートについて
- (4) 松本市子どもの権利に関する条例の改正について（報告）

5 閉 会

第6期 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会 名簿

任期：2年 R7.11.17~R9.11.16

(敬称略)

区分	氏名	団体・役職等	
有識者 4人	半田 勝久	日本体育大学 教授	会長
	森本 遼	弁護士	副会長
	宮林 麻里	松本市医師会	
	高橋 和幸	子どもとメディア信州 (メディアリテラシー関係団体)	
子ども関係機関 9人	木次 由美子	民生委員・児童委員協議会 主任児童委員 委員長	
	木船 暁美	田川小学校校長 (松本市校長会)	
	上條 雪絵	菅野中学校校長 (松本市校長会)	
	西林 昭隆	梓川高校校長 (松本市内高等学校長代表)	
	大宮 剛	松本児童相談所 所長	
	稲越 枝里子	保育園保護者会連盟 会長	
	高津 千代子	労働者協同組合ワーカーズコープ事業団松本事業所	
	下田 みか	P T A連合会 副会長	
	永塚 博	子ども会育成連合会 会長	
委市員 民	田島 大地	公募	
	竹中 博子	公募	

令和 8 年度 委員会の進め方について（案）

1 主な取組み

第 3 次子どもにやさしいまちづくり推進計画の中間年となる令和 9 年度に向けて、中間評価のための取組みを中心に進めるものです。

2 日程・内容（予定）

令和 8 年度の委員会は、次のとおり計画しています。

回	日程	内 容
1	令和 8 年 7 月 2 日	・ 令和 8 年度 委員会の進め方について ・ 令和 7 年度実施事業量等調査結果①について
2	令和 8 年 9 月頃	・ 令和 7 年度実施事業量等調査結果②について ・ 子どもの権利に関するアンケート内容について
3	令和 9 年 2 月頃	・ 子どもの権利に関するアンケート結果について ・ 中間評価の方向性の検討

※候補日

●第 2 回

- ① 令和 8 年 8 月 2 7 日（木）午後
- ② 令和 8 年 1 0 月 1 日（木）午後

●第 3 回

- ① 令和 9 年 1 月 2 8 日（木）午後
- ② 令和 9 年 2 月 1 8 日（木）午後

令和 8 年度松本市子どもの権利に関するアンケートの実施について（案）

1 調査目的

今後の松本市の子どもの権利擁護の取組みに活かすため、市内の小学校、中学校、高校、特別支援学校に通う児童・生徒及びその保護者の「子どもの権利」に関する意識や市の子どもの権利を守る取組みの認知度等を把握するもの（3年に1度実施）

2 調査期間

令和 8 年 11 月～12 月

3 調査対象

次の児童・生徒 約 6,650 人とその保護者

(1) 小学校 5 年生 約 1,800 人

全小学校 30 校（市立 28 校、国立 1 校、私立 1 校）対象

(2) 中学校 2 年生 約 2,000 人

全中学校 23 校（市立 20 校、国立 1 校、私立 3 校）対象

(3) 高等学校 2 年生 約 2,800 人

高等学校 13 校（県立 7 校、私立 6 校）対象

ア 県立高校 7 校

（梓川、松本県ヶ丘、松本蟻ヶ崎、松本工業、松本深志、松本美須ヶ丘、松本筑摩【通信制】）

イ 私立高校 6 校

（エクセラン、松本国際【一部通信制】、松商学園、松本第一、松本秀峰、信濃むつみ【通信制】）

(4) 特別支援を必要とする子ども 約 50 人

松本盲学校、松本ろう学校、松本養護学校、寿台養護学校、はぐルッポ、教育支援センターに通う、小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生の該当者

4 調査項目

基本的に過去のアンケート（H25、27、30、R3 年度）と同様の設問とし、変動を把握します。

(1) 子ども用アンケート

ア 子どもの自己認識（自己肯定感、意欲）に関すること

イ 市子どもの権利条例に関すること

ウ 子どもの悩みやその対応（相談等）に関すること

エ 子どもの意見表明や居場所に関すること

オ 子どもの夢や職業観、暮らしたいまちに関すること

カ 市や大人への要望等に関すること

(2) 保護者用アンケート

ア 市子どもの権利条例に関すること

イ 子どもの自己認識（自己肯定感）に関すること

ウ 子どもの健全育成に関すること

エ 子どもの居場所や意見表明に関すること

(3) 新規調査項目

第3次子どもにやさしいまちづくり推進計画から新たに若者施策を追加したため、若者の意識調査についても調査項目とする予定です。

6 今後のスケジュール

・推進庁内調整会議幹事会	8月
・第2回子どもにやさしいまちづくり委員会	9月
・アンケート調査の委託業者決定	10月
・小中学校校長会、高等学校校長会での依頼	10月
・アンケート配布（事務局・委託業者）	11月
・アンケート回収（事務局・委託業者）	12月（冬休み前に）
・アンケート集計（委託業者）	1月
・アンケート報告書作成・印刷（委託業者）	2月

松本市子どもの権利に関する条例の改正について（報告）

1 趣旨

松本市子どもの権利に関する条例（以下「子どもの権利条例」という。）に性被害から子どもを守るための改正したことについて報告するものです。

2 経過

- 5. 6. 20 市内中学校部活動の外部指導者による生徒との不適切事案が発覚
- 6. 6. 20 市議会経済文教委員協議会に事案の報告
- 9. 10 令和6年9月議会における神津議員からの一般質問に対して、市長が「子どもを性被害から守るための条例化に取り組む」、「中学校部活動の地域クラブへの移行に伴い、子どもの権利擁護委員の増員を検討する」ことを答弁
- 7. 11. 17 第1回子どもにやさしいまちづくり委員会で改正案について協議
- 27 第13回松本市子どもの権利擁護委員会議で改選案について意見聴取
- 8. 3. 6 市議会厚生委員会にて議案審査 →同月16日 議決

3 改正の方向性

(1) 性被害に関する条例改正

- ア 4つの子どもの権利（「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」）のうち、「守られる権利」の中に、性被害から守られることを加えます。
- イ 子どもが性被害を受けないよう保護することを市民等の責務として明記します。
- ウ 子どもの権利条例第15条に基づき、子どもの権利擁護委員などによる相談や救済を受けられるようにします。事案が発生した際の罰則規定は設けません。

(2) 性被害に関する条例改正と合わせ、擁護委員の定数を改正前の「3人以内」から「5人以内」に改正します。

4 改正に当たっての意見等

(1) 子どもにやさしいまちづくり委員会（7. 11. 17（月））での意見

- ア 未然の対策として、地域クラブの指導者等を対象に、子どもの権利に関する研修の機会を設けてほしい。
- イ 定員増に関しては、改正後すぐ増やすのではなく、必要に応じて定員を増やすという方向で進めていただくのがいい。また、ジェンダーバランスに配慮してほしい。

(2) 子どもの権利擁護委員会議（7. 11. 27（木））での意見

おおむね賛成。意見として、ジェンダーバランスに配慮してほしい。

(3) 厚生委員会（8. 3. 6（金））での質疑

ア 増員はいつからか、令和8年度中か

→ 令和8年度中に増やせるかどうかは、お答えできませんが、こういった方がいいかということは、子どもにやさしいまちづくり委員や子どもの権利擁護委員など、いろんな方々のお声を聞きながら、人選をしていきたい。

イ いろんな方のご意見を聞きながら、条例改正が実効性を伴うような対応をお願いします。

5 改正内容

改正前	改正後
（大切な権利） 第4条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。 (3)・(4) 〔略〕 2 〔略〕 （子どもの安全と安心） 第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。 2 〔略〕 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。 （相談と救済） 第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。 2 〔略〕 （子どもの権利擁護委員） 第16条 〔略〕 2 擁護委員の定数は、3人以内とします。 3～5 〔略〕	（大切な権利） 第4条 〔同左〕 (1) 〔同左〕 (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめ、<u>性被害</u>などを受けずに安心して生きていくことができること。 (3)・(4) 〔同左〕 2 〔同左〕 （子どもの安全と安心） 第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめ、<u>性被害</u>などを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。 2 〔同左〕 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめ、<u>性被害</u>などの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。 （相談と救済） 第15条 子どもは、差別や虐待、いじめ、<u>性被害</u>その他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。 2 〔同左〕 （子どもの権利擁護委員） 第16条 〔略〕 2 擁護委員の定数は、<u>5</u>人以内とします。 3～5 〔略〕

公布の日から施行します。ただし、条例第16条の改正は、令和8年4月1日から施行します。